

基調講演：岡山県内の DV 被害の現状と取り組み

岡山県県民生活部 男女共同参画青少年課課長 中山 均さん

岡山県内の DV 防止基本計画は、DV 防止サポートシステムをつなぐ会・岡山の働きかけもあり、昨年度は赤磐市、美作市、早島町、矢掛町で新たに策定され、現時点では 24 市町村が策定済、和気町、鏡野町、西粟倉村が未策定となっており、早期の策定を期待したい。

平成 13 年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、最初は家庭内暴力だけが対象だった。それ以外の元配偶者、交際相手からの暴力についてはストーカー行為防止法で対応するとしていた。平成 16 年度の改正で元配偶者からの暴力が対象になり、接見禁止命令に子どもが追加された。平成 19 年度改正で市町村に対する基本計画策定の努力義務が規定され、平成 25 年度からは、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害も対象になった。被害の内容は、身体的暴力をはじめ、心身に有害になる精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力等、広く対象になる。保護命令は生命、身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合には裁判所に申し立てをすることができる。DV のうち、身体的暴力、生命・身体に対する脅迫のみが対象になるので注意が必要である。種類としては、接近禁止命令、退去命令などがある。

配偶者暴力相談支援センター設置は都道府県では必置、市町村は努力義務になっており、現在県内に 4 か所設置されている。平成 27 年度各センターへの通報は 185 件あり、両親、親族が多い。県内の 4 つの機関と警察への相談件数は、平成 28 年度では 3,604 件、前年と比べ減少しているとはいえ、10 年前と比べ 1.4 倍にもなっている。デート DV に関しては平成 28 年度には 84 件の相談があった。DV 関係の検挙数は 190 件、保護命令は 66 件。一時保護の状況は要保護者数 80 名でそのうち DV 被害に関するものが 54 名であり、DV の割合が多いことがうかがえる。意識調査結果から、相談もせず潜在化している DV 被害者は相当数いると考えている。DV 被害者の心理サポートが非常に大切であり、小中学生向けの DV 防止啓発の取り組みも進めていく。また、被害者の保護に伴い、医療保険等の手続を行う時に被害相談を受けているという証明書が必要であり、素早く発行するためにも、県南に集中している配偶者暴力相談支援センターを身近な市町村に設置していただけるよう働きかけていく。

報 告 倉敷市男女共同参画課課長 太田富美子さん

倉敷市の DV 被害の状況は、平成 26 年市民 2,000 人を対象に行ったアンケートによると「あなたの身近にこのような暴力はあるか」という質問に対し「ない」が 63.6%、「聞いたことがある」が 21.6%、「自分自身がしたことがある」が 5.9%だった。暴力を自分自身が受けたことがある」と答えた人に誰かに相談したかと尋ねたところ、男性の 57.1%、女性の 50.0%が「どこへも相談しなかった」と答え、一人で悩み苦しむ被害者が多いことが伺える。

その理由を尋ねたところ、「相談するところが分からなかった」という結果から、まだまだ相談窓口が活かしきれていないと感じている。相談窓口の周知と共に窓口がもっと被害者に寄り添うことができるよう努力する。

倉敷市男女共同参画推進センターが DV 被害者の相談受付や支援業務を担っており、倉敷駅東ビル天満屋 6 階に設置している。平成 9 年に女性ふれあいセンターという名前でライフパーク倉敷の中に設置していたが、平成 13 年に男女共同参画推進センターに改称、平成 14 年に倉敷駅前に移転、この時にウィズアップ倉敷という愛称を付けている。平成 21 年に配偶者暴力相談支援センター機能を併せ持ち、DV 防止法に規定する緊急時の一時保護などの業務を行うようになった。さらに平成 28 年 4 月、配偶者暴力相談支援業務の対象を 7 市 3 町の高梁川流域圏全体の住民、勤務者に拡大し、名称を高梁川流域配偶者暴力相談支援事業として 4 名の女性の専門相談員が、DV をはじめ離婚や家族関係など女性の様々な相談のほか、男女共同参画を推進する活動拠点としての役割も担っている。

平成 12 年 12 月に全国で 6 番目に男女共同参画条例を制定した。その中で“全ての人が DV を行ってはならない”“DV 防止計画を策定する”という条項を盛り込み、平成 21 年 3 月に全国で 8 番目に計画を策定した。この計画では DV 防止、及び被害者の保護と自立支援に向けて各部署が努めるべき取り組みを具体的に掲載し、市民の皆様、事業所や団体、それから関係機関との連携強化を図っていくことを明記した。

報 告 赤磐市協働推進課課長 塩見 誠さん

赤磐市の取り組みについて、DV 防止基本計画、第三次男女共同参画基本計画・概要版にて説明する。DV 対策については男女共同参画の事業の中で考えるというのが共通の認識だ。平成 20 年 4 月に赤磐市男女共同参画推進条例を制定し、この条例の中に DV の被害者の保護、相談を行う旨を明文化している。

1 番目の取り組みとして、男女共同参画推進法に基づき、男女共同参画推進の審議会と市長を本部長とした横断型庁内組織の 2 つで DV を含めた男女共同参画の事業を展開している。2 番目は、第三次男女共同参画基本計画を平成 29 年 3 月から 33 年 3 月までの 5 か年を実施期間として策定した。計画では、重点項目として暴力を防ぐ環境づくりの推進、相談窓口の充実を図っていく。相談実績は平成 27 年度 18 件、平成 28 年度 12 件で、2 件は 27 年度からの継続相談、警察・医療機関・近隣住人からの情報提供が 6 件、女性相談所で緊急一時保護を受けたのが 1 件あった。くらし安全課、市民課、共同推進課、社会福祉課など 11 課が横断型庁内組織となる「相談支援ネットワーク」に力を入れており相談支援の充実を目指す。シェルター等一時避難できる場所の確保や同行支援を行う。被害者自立支援補助金制度を設け、さんかくナビを対象事業者として 2 分の 1、限度額 45 万円は賃貸住宅の借り上げや生活必需品の経費として使用できる。DV 被害者サポーター養成講座で新たな 9 名の登録があり、県の養成講座を活用し、今後も多くの理解者、支援者を増やすことに努めていきたい。